

沼津市立病院条例の一部改正について

沼津市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市立病院条例の一部を改正する条例

沼津市立病院条例（昭和23年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表診断書の部死亡診断書の項中「8,800円」を「10,560円」に、「2,750円」を「3,300円」に改め、同部一般診断書の項中「3,300円」を「3,960円」に、「2,750円」を「3,300円」に改め、同部簡易保険・生命保険診断書の項及び自動車損害賠償責任保険に使用する診断書の項中「5,500円」を「6,600円」に改め、同部自動車損害賠償責任保険請求用後遺症診断書の項中「8,800円」を「10,560円」に改め、証明書の部生命保険の死亡証明書又は裁判に関する証明書の項中「11,000円」を「13,200円」に改め、同部年金・生命保険・簡易保険入院証明書の項中「5,500円」を「6,600円」に改め、同部自動車損害賠償責任保険請求用明細書の項中「3,300円」を「3,960円」に改め、同部医療費助成金申請証明書の項、登校（園）証明書の項及びおむつ証明書の項中「550円」を「1,100円」に改め、同部医療費納入済証明書の項中「220円」を「1,100円」に改め、同部その他の証明書の項中「1,650円」を「1,980円」に改め、死体検案料の部1体の項中「66,000円」を「79,200円」に、「2,750円」を「3,300円」に改め、面談料の部30分以内の場合の項中「3,300円」を「3,960円」に改め、同部30分を超える場合の項中「5,500円」を「6,600円」に改め、セカンドオピニオン料の部30分以内の場合の項中「5,500円」を「6,600円」に改め、同部30分を超え1時間までの項中「11,000円」を「13,200円」に改め、個室使用料の部特別室の項を削り、同部一人室Aの項中「6,050円」を「7,260円」に、

「5,500円」を「6,600円」に改め、同部一人室Bの項中「5,500円」を「6,600円」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、同部二人室の項中「2,750円」を「3,300円」に、「2,500円」を「3,000円」に改め、駐車場使用料の部外来患者の項及び入院患者の付添者の項中「100円」を「200円」に改め、同部上記以外の者の項中「1時間までごとに」を「1時間まで」に、「100円」を「200円」に、「ただし、最初の30分までは無料とする。」を「以後1時間までごとに100円。ただし、最初の30分までは無料とする。」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市立病院条例別表の規定による個室使用料は、この条例の施行の日以後に使用を開始するものについて適用し、同日前に使用を開始するものに係る個室使用料については、なお従前の例による。

「提案理由」

受益者負担の適正化を図るため、使用料及び手数料に関する規定を改めるものである。